

特別養護老人ホーム豊田つつみ園重要事項説明書

当施設が介護保険の指定を受けています。(豊田市指定 第2393000225号)

当施設はご契約者に対して指定地或密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当施設への入居は、原則として当該市町村の被保険者であって、要介護認定の結果「要介護3～5」の認定を受けた方、または「要介護1～2」の認定を受けた方の中で特列入所要件を満たした方が対象となります。

1. 事業者

(1) 法人名	社会福祉法人豊田みのり福祉会		
(2) 法人所在地	豊田市中根町男松79番地	(3) 電話番号	0565-51-0660
(4) 代表者氏名	理事長 柴田 文志	(5) 設立年月	平成13年 7月10日

2. 事業所の概要

(1) 施設の種類	ユニット型指定地或密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム豊田みのり園を本体施設とするサテライト型居住施設)																						
(2) 施設の目的	指定地或密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供																						
(3) 施設の名称	特別養護老人ホーム豊田つつみ園																						
(4) 施設の所在地	豊田市堤町堤18番地1	(5) 電話番号	0565-51-5208																				
(6) 施設長(管理者)	大加 国彦																						
(7) 施設の運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地或密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう努める。 地或や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。 																						
(8) 開設年月日	平成24年 4月 1日	(9) 入居定員	29人																				
(10) ユニット数	3ユニット(9名定員1ユニット、10名定員2ユニット)																						
(11) 居室等の概要	<table border="1"> <tr> <th>居室設備の種類</th> <th colspan="3">居室・設備の概要</th> </tr> <tr> <td>居室</td> <td colspan="3">全室ユニット型個室29室(居室内トイレ設置15室) 洗面台、チェスト、ナースコール、冷暖房完備</td> </tr> <tr> <td>共同生活室</td> <td colspan="3">各ユニット テーブル、椅子、調理設備等</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td colspan="3">一般浴室、特殊浴槽、車椅子入浴</td> </tr> <tr> <td>医務室</td> <td colspan="3">必要備品</td> </tr> </table>			居室設備の種類	居室・設備の概要			居室	全室ユニット型個室29室(居室内トイレ設置15室) 洗面台、チェスト、ナースコール、冷暖房完備			共同生活室	各ユニット テーブル、椅子、調理設備等			浴室	一般浴室、特殊浴槽、車椅子入浴			医務室	必要備品		
居室設備の種類	居室・設備の概要																						
居室	全室ユニット型個室29室(居室内トイレ設置15室) 洗面台、チェスト、ナースコール、冷暖房完備																						
共同生活室	各ユニット テーブル、椅子、調理設備等																						
浴室	一般浴室、特殊浴槽、車椅子入浴																						
医務室	必要備品																						

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。なお、入居される居室は、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況等により決定させていただきます。

※上記は、厚生労働省が定める基準により、ユニット型指定地或密着型介護老人福祉施設に設置が義務付けられている施設・設備です。
居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により施設でその可否を決定します。
また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

3. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定地或密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する職員として、以下の職種職員の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	職種	常勤
1. 施設長(管理者)	1	2. 介護職員※	9以上
3. 生活相談員	1以上	4. 看護職員※	1以上
5. 介護支援専門員	1以上	6. 医師	2

●施設長(管理者)は本体施設と兼務、管理栄養士、機軸訓練指導員は本体施設に含まれます。
※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間(例：週40時間)で除した数です。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制					
1. 医師	内科医	隔週月曜日	14:00～16:00	精神科医	隔週水曜日	14:00～15:00
2. 介護職員	早朝	7:00～8:30	3名	日勤	8:30～17:30	3名
	夕方	17:30～19:00	5名	夜間	19:00～7:00	2名
3. 看護職員	早朝	7:00～8:30	1名	日勤	8:30～17:30	1名
	夕方	17:30～19:00	1名			

※いずれも標準的な時間帯の人員配置で、日によって異なることがあります。

4. 施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。当施設が提供するサービスについては、

(1) 介護保険給付の対象となるサービス	(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただくサービス
----------------------	-----------------------------

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の自己負担分を除いた金額が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事

- 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。(キザミ食、流動食、米飯、粥食等)
- ご契約者の意思を尊重しつつ、心身の状況に配慮した上でできる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるように支援します。(食事時間) 朝食7:30～ 昼食12:00～ 夕食18:00～
※あくまでも目安の時間ですので、ご契約者様のご希望に合わせて提供させていただきます。但し、食物ですので、大幅な時間延滞が生じる際にはご希望に添えない場合があります。

② 入浴

- 入浴又は清拭を原則週2回以上行います。 ・ 寝たきりの方も機械浴槽を使用して入浴する事ができます。

③ 排泄

- 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機軸訓練

- ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の改善または維持のための機軸訓練を行いません。

⑤ 健康管理

- 医師や看護職員が中心となり、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 ・ 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- 清潔で快適な生活を送られるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金>

施設サービス費は、ご契約者の要介護状態に応じて異なります。加算は介護度にかかわらず共通です。
※利用料金算定に用いられる単位について

介護保険制度では、介護報酬算定のために「単位」という単価を用いて計算します。通常は1単位＝10円として計算しますが、地域の事情を考慮しサービス種類毎に地或格差を設けています。豊田市にある地或密着型特別養護老人ホームの地或単価は1単位＝10.68円です。

(単位/日)

	施設サービス費		加算			
	ユニット型個室	加算名	加算単位	加算名	加算単位	
要介護1	682	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46	看護体制加算(Ⅰ)イ	12	
要介護2	753	看護体制加算(Ⅱ)イ	23	夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46	
要介護3	828	精神科医配置体制加算	5	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	
要介護4	901	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	
要介護5	971	認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)3(Ⅱ)4	安全対策体制加算(入居時のみ)	20	
		科学的介護推進体制加算	50 ^{*1}	協力医療機関連携加算	50 ^{*1}	
		高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10 ^{*1}	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5 ^{*1}	

※1 科学的介護推進体制加算、協力医療機関連携加算、高齢者施設等感染対策向上加算は1月あたりの加算単位数です。

- 施設サービス費と加算の和に処遇改善に関する費用として下記の割合を乗じた単位数を加えたものに、地域区分 10.68円を乗じた金額がサービス利用料金となります。サービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払ください。

加算名	算定割合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	14/100(14%)

- ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。
- ご契約者に提供する食事の調理および材料に係る費用は別途いただきます。(下記②②参照)
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の自己負担額を変更します。
- ご契約者が6日以内の入院又は外泊された場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。但し入院又は外泊の初日及び最終日は除きます。

加算名	加算単位
外泊加算	246単位/日

- その他の加算：必要に応じ以下の加算(自己負担額)が生じます。

加算名	加算単位	加算名	加算単位
福祉施設初期加算	30単位/日	退所前訪問相談支援加算	460単位/回
退所後訪問相談支援加算	460単位/回	退所時相談支援加算	400単位/回
退所前車庫加算	500単位/回	退所時青税提供加算	250単位/回

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスのうちご契約者の負担となるものがあります。

<サービスの概要と利用料金>

- ① 居住費(居室を利用する費用) 部屋代としてお支払いいただきます。

ユニット型個室	2,066円/日
---------	----------

- ※ 外泊期間中でも費用負担が生じます。
- ※ 外泊期間を超えた場合、減額制度を利用されている方も、上記の金額の支払が必要となります。

- ② 食事の提供費 ご契約者に提供する食事の調理および材料にかかる費用です。

食費	1,490円/日
----	----------

- ※ ただし、経管栄養による高濃度栄養剤を使用する場合は、実費相当額を負担いただきます。(医療保険適用による高濃度栄養剤を処方を受けている場合は食材費の負担はありません。)

③ 理美容サービス 毎月1回を予定しております。

カット	2,000円/回	顔そり	1,000円/回
-----	----------	-----	----------

④ レクリエーション、クラブ活動 ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金	材料費等実費
------	--------

⑤ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

利用料金	実費
------	----

●経済状況の著しい変化やその他やむを得ない理由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合事前に変更内容と変更する事由について変更を行う前までにご説明します。

⑥ 貴重品の管理 ご契約者の希望により、必要な手続きを行えば貴重品管理サービスをご利用できます。

サービスの概要

管理する金銭の形態	施設の指定する金融機関に預け入れている預金	出納方法	預かり金取扱規程による
お預かりする物	上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書等	利用料金等	無料

⑦居室の明け渡しに係る所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	料金（1日につき）
ユニット型個室	9,290	10,048	10,849	11,629	12,376	

(3)利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算、請求しますので、翌月26日までに以下のいずれかの方法でお支払下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払	指定口座	金融機関名	あいち豊田農業協同組合	支店名	高岡支店
イ. 指定口座への振り込み		口座番号	0012852	預金種別	普通預金
ウ. 指定金融機関の預金口座よりの自動振替		名義人	社会福祉法人豊田みのり福祉会理事長柴田文志		

(4)入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受ける事が出来ます。

<一次協力病院>

医療機関の名称	豊田地域医療センター			所在地	豊田市西山町3丁目30番地1		
診療科	消化器内科	消化器外科	循環器内科	呼吸器内科	脳神経外科	神経内科	整形外科
	放射線科						

<二次協力病院>

医療機関の名称	JA愛知厚生連 豊田厚生病院			所在地	豊田市浄水町伊保原500-1		
診療科	内科	眼科	麻酔科	産婦人科	泌尿器科	整形外科	脳神経外科
	外科	皮膚科	精神科	小児科	放射線科	形成外科	耳鼻咽喉科
	心臓血管外科	呼吸器外科	歯科口腔外科				

5. 施設を退居していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような理由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約を終了し、ご契約者から退居していただくこととなります。

① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
② 要介護認定により要介護1または要介護2と判定され、特列入所要件を満たさないと当施設が判断した場合(平成27年4月1日以降に入居された方のみ適用)
③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない理由により施設を閉鎖した場合
④ 施設の滅失や重大な損壊により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ ご契約者から退居の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい)
⑦ 事業者から退居の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい)

(1)ご契約者からの退居の申し出(中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

① ご契約者が入院された場合
② 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
③ 事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
④ 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑤ 他の入居者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
⑥ 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

(2)事業者からの申し出により退居していただく場合(契約解除)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事象を生じさせた場合

④ ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合 ※1
⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※1 当施設入居中に医療機関へ入院された場合の対応については下記のとおりです。

6日以内の短期入院	6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。入院期間中であっても、入院日の翌日から所定の利用料金をご負担いただきます。居住費は所得に応じた段階別にご負担いただきます。
7日以上3ヶ月以内の入院	7日を超えて入院された場合、契約を解除する場合があります。但し、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。入院期間中であっても居住費をご負担いただきます。
3ヶ月以内の退院が見込まれない	3ヶ月以内に退院が見込まれない場合には、契約を解除させていただきます。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

(3)円滑な退居のための援助

ご契約者が当施設を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘察し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

●適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介	●居宅介護支援事業者の紹介
●その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介	

6. 代理人(家族等)

契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。身元引受人の職務は以下の通りです。

① 利用契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引き渡しにかかる費用のご負担。② 民法458条の2に定める連帯保証人 ③ 連帯保証人は、次の性質を有するものとします。(イ)連帯保証人は、契約者と連帯して、本契約から生じる契約者の債務を負担するものとします。(ロ)前項の連帯保証人の負担は、極度額900,000円を限度とします。(ハ)連帯保証人が負担する債務の元本は、契約者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。(ニ)連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、契約者の全ての債務の額に関する情報を提供しなければなりません。

7. 第三者評価の実施状況について

当施設では第三者評価を実施しておりません。

8. 苦情の受付について

(1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	(担当者) (職名) 生活相談員		
電話	0565-51-5208	受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30

(2)当施設以外での苦情の受付

愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165	豊田市介護保険課	0565-34-6634
----------------	--------------	----------	--------------

9. 身体拘束について

ご契約者の意思及び人格を尊重し、当該ご契約者又は他のご契約者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご契約者の行動を制限する行為を行ってはならないものとし、その者の立場に立ってサービスを提供するように努めます。

10. 虐待防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。② 虐待の防止のための指針を整備します。③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催します。④ 上記①から③までを適切に実施するための担当者を設置します。

11. 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご契約者の家族等に連絡するものとします。サービス提供により損害すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰することができない事由による場合は、この限りではありません。

令和 年 月 日			
指定地或密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。			
事業所	所在地	豊田市堤町堤18番地1	
	名称	特別養護老人ホーム豊田つつみ園	
	施設長	大 加 国 彦	
説明者	所属	特別養護老人ホーム豊田つつみ園	
	職名	生活相談員	
	氏名		
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地或密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供開始に同意しました。			
	入居者	住 所	
		氏 名	
	(代理人が署名した場合)	住 所	
		氏 名	
	(入居者との関係))	

この重要事項説明書は、厚生省令第34号(平成18年3月14日)第9条の規定に基づき、入居申込者又はその家族への重要事項の説明のために作成したものです。